

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(4)を記入します。

- 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②医療を受けた年月 ③医療を受けた者 ④医療を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限り、
- 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等番号・番号の記載がある場合、その番号部分を空白で記入してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「1のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

● 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「2のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

● 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

● 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を出す時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

① 医療費通知に記載された医療費の額	② 1のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ 2のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(3)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。
 (1)医療費通知に記載された事項」に記入したのものについては、記入しなくてください。

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「4のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①3と同様です。

例) 国税 太郎さんが〇〇病院に入院した場合

2月18日 診療: 8,500円 通院費: JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費: JR、〇〇バス) 往復780円
〇〇病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

- (1)その他の医療費(例えば、通院費、医薬品器具の購入(いずれも適用必須のものに限り、)などがある場合にチェックします。
- 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。
- 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や保険庁ホームページをご覧ください。

記入例	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 4のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
	国税 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・通院 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	
	M	JR、〇〇バス	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・通院 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本)「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限り、(添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。
 - これらの書類に記載された(1)記明年月日、(2)証明書の名称及び(3)証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外空白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間に自宅等で保存する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代 ● おむつについて医療費控除を受けることが2年以内で介護保険法の適用認定を受けている一定の人は、おむつ代が交付するおむつ使用証明書を「おむつ使用明細書」に記入することができます。	▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」
○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金	▶ 温泉療養証明書
○ 指定運動療法施設の利用料金	▶ 運動療法実施証明書
○ ストマ用器具の購入費用	▶ ストマ用器具使用証明書
○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける何ワクソンの接種費用	▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的な治療を受ける旨の記載のあるもの)
○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病と診断を必要とする状況に記載したもの)
○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用	▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

